

2022年3月期基準(2021年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式問題集

日本IPO実務検定協会 編

本試験サンプル問題を多数収録！

会社法改正やガバナンス・コードの導入に対応！



LINKAGE

リンケージ・パブリッシング

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー）することが法令等により義務付けられています。その報告のしかたも法令等により細かくルールが決まっており、上場企業の経理・財務、IR、経営企画部門等、財務報告に関わる方にとって、必要不可欠な知識となっています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」という財務報告が拠り所とする3分野を、効率的・体系的に学ぶことができるわが国唯一の試験であり、本検定試験の学習を通じて、各種ディスクロージャー書類の目的、作成要領、データの関連性のみならず、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲、体系的かつ自然に理解することができるように設計されています。

このような特徴をもつ財務報告実務検定・開示様式理解編は、これまで多数の上場企業のディスクロージャー関連部門の方、監査法人所属の公認会計士の方々に受験いただきましたが、このほど、本検定試験の受験を志す方がより効率的に学習を進めていただけるよう、かねてからご要望の強かった公式問題集を出版させていただくことになりました。

本問題集は、重要論点をカバーするために創作された問題を中心に、一部過去問題を加えた「択一問題100問、総合問題9問」により構成されています。本問題集を学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編における重要論点が一通り学習できるように工夫されています。

また、本問題集では、問題の各選択肢すべてについて、正答を導き出すのに必要十分な解説を付けているほか、「テーマ」と題し、その問題の主題について適宜図表も用いながら簡潔にまとめています。財務報告のルールは精緻かつ詳細なだけに、“木を見て森を見ず”とならないよう、テーマを参照することで重要な単元を確認しながら学習を進めるようにしてください。

計算問題が中心となる総合問題においても、正答のみならずその計算のプロセスについてわかりやすく説明するとともに、適宜ディスクロージャーのルールも言及するようにしています。

本問題集を活用して財務報告実務を効率的に学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格を勝ち取っていただくことを心より祈念しております。

本書の使い方

本書の構成は下記のとおりとなっております。

選択式問題

問題	全体像
1	開示書類とその根拠法令の関係

次の中から、開示書類とその根拠法令の関係が不適切なものを1つ選択してください。

- ① (開示書類) 有価証券報告書 (根拠法令) 金融商品取引法
- ② (開示書類) 決算短信 (根拠法令) 金融商品取引法
- ③ (開示書類) 連結計算書類 (根拠法令) 会社法
- ④ (開示書類) 附属明細書 (根拠法令) 会社法

テーマ 開示書類とその根拠法令等の関係

財務報告実務検定は、金融商品取引法・適時開示・会社法に基づくディスクロージャー制度を対象としています。各ディスクロージャー制度では、次のような開示書類を作成します。

金融商品取引法	適時開示	会社法
・有価証券報告書	・決算短信	・(狭義の)招集通知
・四半期報告書	・連結決算短信	

正解 ▶ ②

- ① ○ 有価証券報告書…金融商品取引法
有価証券報告書は、金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度において作成されます。
- ② × 決算短信…適時開示
決算短信は、証券取引所によって要請される適時開示に
ジャー制度において作成されます。この適時開示は、証券
券上場規程を根拠規程としています。

本試験の類似問題のほか、過去問題を掲載しています。

試験範囲の中のどの分野に該当するのかを特定しやすいように、テーマを明示するとともに、そのテーマの概要を解説しています。

すべての選択肢について、正誤の理由を解説しています。

総合問題

問題	有価証券報告書
101	キャッシュ・フロー計算書関係注記

CAT ㈱の当連結会計期間の決算日は、X5年3月31日である。
下記資料より、有価証券報告書における(連結キャッシュ・フロー計算書関係)の注記に関する小問(1)～(3)を答えなさい。
なお、単位は各問題ごとに示す。

テーマ キャッシュ・フロー計算書関係注記

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は、連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」と連結貸借対照表における「現金及び預金」、「有価証券」勘定の増減を示す注記事項です。
連結貸借対照表の「現金及び預金」の金額は、現金及び預金の勘定を合算した金額である。

【解答・解説】
連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は下記ようになります。

- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (X5年3月31日)
- | | |
|----------------------|--------|
| 現金及び預金 | 20,000 |
| 有価証券 | 15,000 |
| 計 | 35,000 |
| 預入期間が3ヶ月を
超える定期預金 | △500 |
| MMFを除く有価証券 | △5,000 |
| 現金及び現金同等物 | 29,500 |

小問(1) 百万円
「現金及び預金」並びに「有価証券」は、連結貸借対照表上の金額をそのまま記入します。

本番試験の類似問題を掲載しています。

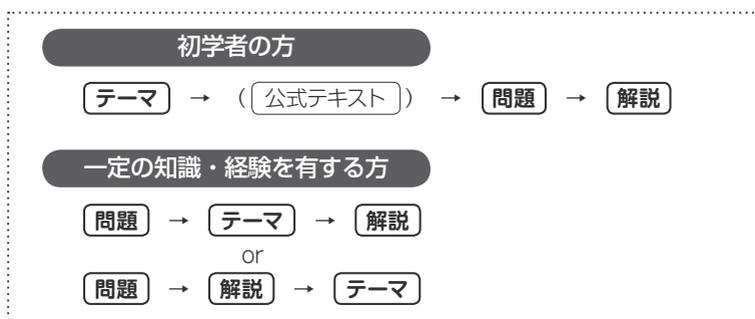
総合問題を解くうえでのポイントを明示しています。

問題の意図に沿った解答を導き出せるよう、計算ステップや考え方について解説しています。

■ 選択式問題の学習方法

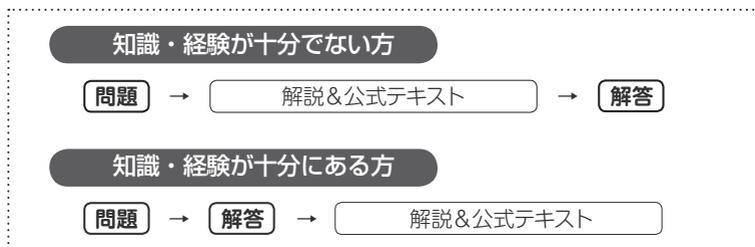
財務報告実務に関する知識が浅い方は、まず「テーマ」を読み、当該問題が属する分野の概要をつかんでから問題にあたることをお勧めします。また、当該分野についてより深く、幅広い知識を身に付けていただくには、適宜「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」（弊社刊、以下公式テキスト）の該当箇所を参照してください。

財務報告実務に関し一定の知識・経験を有する方は、まず問題を解いた上で、間違えた箇所、知識があいまいな箇所について重点的に解説やテーマを読むようにしてください。それでも疑問点等が解消しない場合には、公式テキストの該当箇所を参照してください。



■ 総合問題の学習方法

総合問題では、実際の財務報告書類の作成において必要な計算力や、各財務報告書類間の数値の整合性の理解などが求められますので、いきなり解答を見ずに、まずは自分で解答を考えてみてください。財務報告実務の知識・経験が十分でない方は、まず解説を読んでから（解説だけでは不十分な場合には、公式テキストの該当箇所を読んでから）解答を考えてみてください。



目次

I 財務報告概論 選択式問題

〔全体像〕

1 開示書類とその根拠法令の関係	2
2 開示書類の関係	4
3 期末決算スケジュール	6

〔金融商品取引法〕

4 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関する法令	8
5 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度	10
6 金融商品取引法における開示内容の適正性を確保するための仕組み	12

〔適時開示〕

7 証券取引所における適時開示	14
8 証券取引所における開示書類	16
9 不適正な適時開示に対する措置	18

〔会社法〕

10 会社法上のディスクロージャー	21
11 会社法上の決算手続	23
12 会計監査人	25
13 会社法に基づく財務報告	27

〔その他〕

14 上場会社が証券取引所へ提出する資料・報告書	29
15 I R	31

II 財務報告各論（金融商品取引法）選択式問題

〔有価証券報告書 第1 企業の概況〕

16 【主要な経営指標等の推移】	34
17 【主要な経営指標等の推移】	36
18 【沿革】	38
19 【事業の内容】	40
20 【関係会社の状況】	42
21 【従業員の状況】	45

〔有価証券報告書 第2 事業の状況〕	
22	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】… 47
23	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】、 【事業等のリスク】 …… 49
24	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】… 51
25	【事業等のリスク】、【経営上の重要な契約等】、【経営者による財政状態、 経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 53
〔有価証券報告書 第3 設備の状況〕	
26	【設備投資等の概要】 …… 56
27	【主要な設備の状況】 …… 58
28	【設備の新設、除却等の計画】 …… 60
〔有価証券報告書 第4 提出会社の状況〕	
29	【株式等の状況】、【自己株式の取得等の状況】、【配当政策】 …… 61
30	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 64
31	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 66
32	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 74
33	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 76
〔有価証券報告書 第5 経理の状況〕	
34	【経理の状況】の冒頭 …… 78
35	【連結貸借対照表】 …… 80
36	【連結貸借対照表】 …… 82
37	【連結貸借対照表】 …… 84
38	【連結損益計算書】 …… 86
39	【連結損益計算書】 …… 88
40	【連結損益計算書】 …… 90
41	【連結包括利益計算書】 …… 92
42	【連結包括利益計算書】 …… 94
43	【連結株主資本等変動計算書】 …… 96
44	【連結キャッシュ・フロー計算書】 …… 98
45	【継続企業の前提に関する事項】 …… 100
46	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 …… 102
47	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 …… 104
48	会計上の変更と誤謬の訂正 …… 106

49 (連結貸借対照表関係)	109
50 (連結貸借対照表関係)	111
51 (連結貸借対照表関係)	113
52 (連結損益計算書関係)	115
53 (連結損益計算書関係)	117
54 (連結損益計算書関係)	119
55 (連結株主資本等変動計算書関係)	121
56 (連結キャッシュ・フロー計算書関係)	123
57 (リース取引関係)	125
58 (金融商品関係)	127
59 (有価証券関係)	130
60 (デリバティブ取引関係)	132
61 (退職給付関係)	134
62 (ストック・オプション等関係)	136
63 (税効果会計関係)	138
64 (資産除去債務関係)	140
65 (賃貸等不動産関係)	142
66 (収益認識関係)	144
67 【セグメント情報】	146
68 【セグメント情報】	148
69 【関連当事者情報】	150
70 (1株当たり情報)	152
71 (重要な後発事象)	154
72 【社債明細表】	156
73 【借入金等明細表】	158
74 連結財務諸表の 【その他】	160
75 【貸借対照表】	162
76 【貸借対照表】	164
77 【損益計算書】	166
78 【株主資本等変動計算書】	168
79 財務諸表注記	170
80 財務諸表の 【附属明細表】	173
81 【主な資産及び負債の内容】	175

〔四半期報告書〕	
82	四半期報告書 177
83	四半期報告書（定性的情報） 179
84	四半期報告書（経理の状況） 181
〔内部統制報告書〕	
85	内部統制報告書及び内部統制監査報告書 183
〔臨時報告書〕	
86	臨時報告書（議決権行使結果） 185

III 財務報告各論（適時開示）選択式問題

〔決算短信〕	
87	決算短信 188
88	決算短信 190
89	決算短信（サマリー情報） 192
〔四半期決算短信〕	
90	決算短信及び四半期決算短信 194
91	四半期決算短信 196
〔適時開示〕	
92	適時開示 199
93	適時開示 201
〔コーポレート・ガバナンス報告書〕	
94	コーポレート・ガバナンス報告書 203

IV 財務報告各論（会社法）選択式問題

〔招集通知及び事業報告〕	
95	株主総会の招集通知及び事業報告 206
96	事業報告 208
97	事業報告 210
〔計算書類等〕	
98	計算書類等 212
99	計算書類等 215
100	監査報告書 218

総合問題

101	キャッシュ・フロー計算書関係注記	222
102	退職給付関係注記	226
103	税効果会計関係注記	231
104	1株当たり情報注記	235
105	決算短信サマリー情報（配当の状況）	240
106	生産、受注及び販売の実績	244
107	製造原価明細書	248
108	外貨建有価証券	254
109	引当金	258

金融商品取引法に基づく企業内容開示制度

金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 有価証券報告書は有価証券の発行等において投資者を保護するために必要とされる制度であるから、金融商品取引法上の発行開示に分類される。
- ② 有価証券報告書はEDINETによる公衆縦覧に供される。
- ③ 有価証券報告書は、財務諸表部分に限らず全体がXBRLの形式により提出される。
- ④ 有価証券届出書は、投資者に直接交付される。

テーマ 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度

商法は「有価証券の発行及び売買その他の取引を公正にし、かつ有価証券の流通を円滑にすることを目的とし、もって国民経済の健全な発展と投資者の保護に資する」ことを立法趣旨としています。このため、商法による企業内容開示制度は、有価証券の発行市場と流通市場とに分けて開示規制が行われるとともに、投資者に直接情報開示すべきものと間接的な情報開示とが規定されています。

〈発行開示と継続（流通）開示〉

発行開示	1億円以上の有価証券を50名以上の者に対して募集または売却を行う場合等
継続（流通）開示	上場会社、有価証券届出書の提出金額が資本金1億円以上かつ株主1,000名以上の会社

〈直接開示と間接開示〉

直接開示	投資者に対して直接投資情報を提供する(目論見書等)
間接開示	投資者に対して、公衆縦覧等により間接的に情報提供を行う(有価証券届出書、有価証券報告書等)

正解▶③

① × 発行開示と継続（流通）開示

有価証券の発行時において必要とされるのは有価証券届出書です。また、有価証券報告書は継続開示（流通開示）の対象の制度であると位置づけられます。

② × 公衆縦覧の方法

EDINET（Electronic Disclosure for Investors’ NETwork）による情報開示は公衆縦覧の方法であると間違いやすいのですが、公衆縦覧とは、①関東財務局ほかの管轄財務（支）局、②発行会社の本店及び主要な支店、③証券取引所等において営業又は業務時間中に有価証券報告書を閲覧することを意味します。そのため、EDINETで有価証券報告書が開示されていることは、公衆縦覧には該当しません。EDINETによる開示は、いわば投資者の利便性向上のための追加的施策と見えます。

③ ○ XBRL 提出の範囲

有価証券報告書等の EDINET 提出に際して、XBRL（eXtensible Business Reporting Language）という電子データの形式が用いられます。2013年12月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書が、財務諸表部分だけでなく、有価証券報告書全体が XBRL の形式により提出されています。

④ × 直接開示と間接開示

投資者に直接開示（直接開示）されるのは目論見書ですが、有価証券届出書は公衆縦覧に供する方法によって開示（間接開示）されます。

【主要な経営指標等の推移】

有価証券報告書の【主要な経営指標等の推移】に関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 【主要な経営指標等の推移】の「連結経営指標等」には、最近10連結会計年度分の記載が求められている。
- ② 【主要な経営指標等の推移】の「連結経営指標等」及び「提出会社の経営指標等」には、売上・利益の推移を記載しなければならない。
- ③ 連結財務諸表作成会社の場合、【主要な経営指標等の推移】の「提出会社の経営指標等」において、提出会社の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローを記載する必要はない。
- ④ 【主要な経営指標等の推移】の「連結経営指標等」及び「提出会社の経営指標等」に記載される株価収益率は、予想利益をベースに算定する。

三 【主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】は、最近5連結会計年度（事業年度）分の連結経営指標等及び提出会社の経営指標等について記載します。各経営指標として記載すべき項目は以下のとおりです。

経営指標等	種類	経営指標
連結	経営成績	売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、 minority利益
	財政状態	純資産額、総資産額
	1株当たり指標	1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益
	財務比率	自己資本比率、自己資本利益率、株価収益率
	キャッシュ・フロー(CF)	営業活動によるCF、投資活動によるCF、財務活動によるCF、現金及び現金同等物の期末残高
	その他	従業員数（若しくは労働時間）雇用人員

単体	経営成績	連結に同じ（ただし包括利益を除く）
	財政状態	資本金、発行済株式総数のほか、連結に同じ
	1株当たり指標	1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）のほか、連結に同じ
	財務比率	配当性向のほか、連結に同じ
	その他	従業員数（ほか、平均時雇人員）、株主総利回り、株価の推移

正解▶③

① × 最近5連結会計年度（事業年度）分の記載

【主要な経営指標等の推移】には、最近10連結会計年度分（はな、最近5連結会計年度分）の記載が求められています。

② × 記載すべき指標

売上高、営業利益、当期純利益の記載は必要ですが、売上総利益の記載は不要です。また、営業利益の記載も求められていません。

③ ○ キャッシュ・フロー指標

【主要な経営指標等の推移】に記載される項目の多くは、有価証券報告書内の他の箇所で開催されている項目です。連結財務諸表作成会社の場合、提出会社単体のキャッシュ・フロー計算書の開示は不要であることから、【主要な経営指標等の推移】においても、提出会社の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローを記載する必要はありません。

④ × 株価収益率の算定根拠

株価収益率は、資本市場で一般に用いられる予想利益をベースとしたものではなく、実際の利益をベースに算定されます。

【連結貸借対照表】

有価証券報告書の【連結貸借対照表】に関して、もっとも適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 連結貸借対照表の科目名は、必ず「EDINET タクソノミ」に拠る必要がある。
- ② 連結貸借対照表上、繰延税金資産及び繰延税金負債がある場合には、必ず相殺した上で、その差額を表示する必要がある。
- ③ 利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税の未納付分は、「未払法人税等」に含まれて表示する。
- ④ 引当金は、繰上負債の部に表示される。

テーマ 連結貸借対照表

有価証券報告書を EDINET により提出（問題5 参照）する際に、連結財務諸表及び個別財務諸表は XBRL の形式により提出する必要があります。その際、科目名については可能な限り「EDINET タクソノミ」に拠る必要があります。ここで、「EDINET タクソノミ」とは、有価証券報告書等 EDINET で開示の際に使用する XBRL 形式の財務諸表の電子的雛型を指します。いわば、EDINET で財務諸表を表示するための約束事です。「EDINET タクソノミ」に準拠して表示することで、企業間比較が容易となります。もちろん、「EDINET タクソノミ」に準備されていない科目名を用いるをえない場合も、例外的に「企業別タクソノミ」を用いることも認められます。

正解 ▶ ③

① × EDINET タクソノミ

連結財務諸表及び財務諸表の科目名は、企業間比較を確保するために可能な限り「EDINET タクソノミ」に拠るべきとなりますが、「EDINET タクソノミ」に準備されていない科目名を用いるをえない場合も、例外的にも認められます。

② × 繰延税金資産・負債の表示

個別貸借対照表においては、繰延税金資産及び繰延税金負債を相殺して表示しなければなりません。一方、連結貸借対照表においては、繰延税金資産及び繰

有価証券報告書における連結財務諸表の収益認識関係の注記に関して、もっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 収益認識関係注記として記載すべき内容を他の注記事項に含めて記載した場合であっても、必ず収益認識関係注記として開示される。
- ② 収益認識関係の注記は、独りでは財務諸表利用者の理解に資すれば、収益認識関係の注記とセグメント情報注記との間の関係を理解できるようにする必要はない。
- ③ 収益を理解するための基礎となる情報について、重要な支払事件に関する情報の開示が求められているが、これには通常の支払期間の記載までは求められていない。
- ④ 収益認識関係の注記として「収益の分解情報」「収益を理解するための基礎となる情報」「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」注記をすることが要求されている。

テーマ 収益認識関係注記

収益認識関係の注記では、以下の項目を注記することが要求されている。

- (1) 収益の分解情報
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

ただし、別途異なる会計方針として注記している場合は、収益認識に関する注記としての開示は省略でき、また、収益認識会計基準に基づいて注記する内容について、他の注記事項に含めて記載している場合には当該他の注記事項を参照することができます。また、開示目的を照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができます。

また、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(以下「セグメント情報等会計基準」といふ)を適用している場合、前項に従って注記する収益の分解情報はセグメント情報等会計基準に従って各報告セグメントについて開示する売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を注記する必要があります。

問題

四半期報告書

83

四半期報告書（定性的情報）

選択式問題

四半期報告書の【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の記載に関して、不適切な項目の組み合わせを一つ選びなさい。

- a 従業員の状況に著しい増減があった場合
- b 関係会社の状況で連結の範囲が著しく変化した場合
- c 重要な後発事象が存在している場合
- d 研究開発活動の金額、状況に重要な変更があった場合

- ① aとb
- ② bとc
- ③ bとd
- ④ cとd

テーマ 四半期報告書の簡素化

四半期報告書は、例えば以下の点において簡素化が図られています。

定性的情報

記載箇所	内容
「主要な経営指標等の推移」	経営の状況（3カ月情報を省略した場合、「主要な経営指標等の推移」においても3カ月情報を省略する（1株当たり四半期純損益金額を除く）
「関係会社の状況」	記載の廃止
「株価の推移」	記載の廃止
「事業の内容及び等」	当四半期（連結）累計期間に重要な変更があった場合にのみ記載を行う
「従業員の状況」	四半期（連結）累計期間に重要な変更があった場合にのみ記載を行う
「生産、受注及び販売の状況」「設備の状況」	「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載する
「新株予約権等の状況」等	当四半期（3カ月）に新株予約権が発行された場合にのみ記載を

財務諸表

開示対象の財務諸表	開示対象会計期間	内容
損益計算書及び包括利益計算書（又は損益及び包括利益計算書）	四半期会計期間（四半期累計期間は必須）	任意
キャッシュ・フロー計算書	四半期累計期間	1Q、3Q 省略可（2Q は必須）

財務報告各論（金融商品取引法）

正解▶②

㉑ ○ 従業員の状況

従業員の状況に著しい増減があった場合には、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】にその内容を記載します。

㉒ × 関係会社の状況

関係会社の状況に関して、主要な関係会社の異動があった場合には、【事業の内容その他】の項目として記載が求められており、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の項目に記載するわけではありません。

㉓ × 重要な後発事象

重要な後発事象は経理の状況における注記となり、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】には記載が求められていません。重要事象等が発生するに及びその内容を記載した場合にも、当該重要事象等についての分析・検討内容が当該重要事象等を解消し又は改善するための対応策を具体的に分かりやすく記載することとされていますが、重要事象等というのはいわゆるG・C注記（継続企業の前提に関する事項）に関連する用語であって、重要な後発事象とは異なります。

㉔ ○ 研究開発活動

研究開発活動の金額、状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連した内容を【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に記載することが求められています。

以上より、不適切な項目の組み合わせは㉒と㉓なので、正誤肢②が正解となります。

問題

四半期報告書

84

四半期報告書（経理の状況）

選択式問題

四半期報告書に関して、適切と思われる選択肢を2つ選びなさい。なお、連結財務諸表提出会社で、かつ、企業集団の総資産の大部分を金融資産が占めている会社でない会社を前提とする。

- ① 四半期連結包括利益計算書は、第2四半期のみ開示すれば足りる。
- ② 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（累計）を第1四半期において開示した場合、第3四半期においても開示しなければならない。
- ③ 金融商品の金額につき、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合でなければ、金融商品関係の注記を省略できる。
- ④ 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に著しい変動が認められる場合でなければ、セグメント情報の注記を省略できる。

問題 四半期報告書の簡素化

正解 ②及び③

① × 四半期連結包括利益計算書

四半期連結包括利益計算書（累計）は、第2四半期だけでなく第1四半期及び第3四半期においても開示が必要となります。なお、四半期連結包括利益計算書（会計）については任意とされています（第2四半期で開示した場合、第3四半期では必須となります）。

② ○ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

四半期連結キャッシュ・フロー計算書（累計）は、第1四半期においては開示が必須とされていますが、第1四半期及び第3四半期においては任意とされています。もっとも、第1四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書（累計）を開示した場合、期間比較の責任を確認するため、第3四半期においても開示する必要があります。

財務報告各論（金融商品取引法）

③ ○ 金融商品関係注記

金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額並びに当該時価の算定方法を注記しなければならないとされています。

なお、連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合でなければ、第一、第五四半期において、本注記を省略できます。

④ × セグメント情報の注記

四半期のセグメント情報の注記の内容を、有価証券報告書における通期のセグメント情報の注記の内容と比較すると、四半期においては「報告セグメントの概要」「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法」「報告セグメントごとの資産、負債その他の項目の金額に関する情報」「関連情報」等が必ずしも求められておらず、簡素化が図られているといえます。なお、四半期のセグメント情報の注記においては、金融商品関係注記や有価証券関係注記等のような注記の省略規定は設けられていません。

問題

内部統制報告書

85

内部統制報告書及び内部統制監査報告書

選択式問題

内部統制報告書及び内部統制監査報告書に関して、適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備があっても、内部統制監査報告書に適正意見が表明されることありうる。
- ② 内部統制報告書は、四半期報告書とあわせて提出される。
- ③ 内部統制報告書で財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨報告があった時点で、上場廃止となる。
- ④ 公認会計士又は監査法人（連結財務諸表作成会社の場合、金融商品取引法による定期の監査の結果「連結財務諸表に係る監査報告書」「個別財務諸表に係る監査報告書」及び「内部統制監査報告書」の3通を作成することとなる。

テーマ 内部統制報告書及び内部統制監査報告書

上場会社（いわゆるプロ向け市場の上場会社を除く）は、1年に1回、有価証券報告書の提出にあわせて内部統制報告書も提出する必要があります。これは、財務報告に係る内部統制について、内部統制を整備・運用する役割と責任を有している経営者等、その有効性を自ら評価し、その結果を内部統制報告書として外部へ報告するという制度です。内部統制報告書には、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項、評価範囲、基準日、評価手続、評価結果（財務報告に係る内部統制は有効であるかどうか）等が記載されます。

内部統制報告書は、当該会社と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人（監査法人等）の監査証明を受けなければなりません。この内部統制報告書が適正であるかどうかにつき監査人が作成する監査報告書を、内部統制監査報告書といいます。財務諸表に係る監査士（監査法人等）により監査が行われることから、財務諸表の監査報告書と内部統制報告書の監査報告書は一体化された形で作成されています。

財務報告各論（金融商品取引法）

コーポレート・ガバナンス報告書の記載事項に関して、もっとも適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 支配株主を有する上場会社は、少数株主保護の方策に関する指針を取締役会で決議していない場合には、親会社と支配株主等と取引を行ったとき、取引の種別、取引金額、債権債務のうち未決済の期末残高を取引主体別にコーポレート・ガバナンス報告書に記載しなければならない。
- ② 市場第一部又は市場第二部に上場している会社は、コーポレートガバナンス・コードのうち特定の事項の開示を求める11の原則に基づき、コーポレート・ガバナンス報告書を開示を行う場合、開示すべきとされる事項の内容をコーポレート・ガバナンス報告書に直接記載しない方法も認められている。
- ③ 取締役報酬の開示状況について、監査役設置会社では「報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無」について記載する必要はないが、指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社では必ず記載しなければならない。
- ④ 随時開示体制の概要及びその活用については、コーポレート・ガバナンス報告書には記載せず、会社のホームページ等に記載したURLを記載することが求められている。

テーマ

随時開示

コーポレート・ガバナンス報告書は、投資者に対して上場会社のコーポレート・ガバナンスの状況について詳細に説明することを通じて、上場会社間の比較を可能にするなどを目的としています。コーポレート・ガバナンス報告書には、大別し、以下の項目について記載します。

- (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方（コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由、コーポレート各原則に基づく開示も含む）及び資本構成、企業価値その他の基本情報
- (2)経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- (3)株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- (4)内部統制システム等に関する事項
- (5)その他

CAT(株)の当事業年度の決算日はX2年3月31日である。下記資料より、有価証券報告書における貸借対照表、損益計算書及び製造原価明細書に関する小問(1)～(3)に答えなさい。

なお、連結財務諸表を作成していない会社を前掲とし、単位は全て百万円である。

○資料1 【貸借対照表】 (一部抜粋)

	前事業年度 (X1年3月31日)	当事業年度 (X2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
商品及び製品	500	(①)
仕成品	500	4,800
原材料及び貯蔵品	700	700

○資料2 【損益計算書】 (一部抜粋)

	前事業年度 (自 X1年4月1日 (自 至 X1年3月31日) 至	当事業年度 (自 X1年4月1日 (自 至 X2年3月31日) 至
売上原価		
製品期末たな卸高	XX,XXX	1,800
当期製品製造原価	XX,XXX	(②)
合計	XX,XXX	XX,XXX
製品期末たな卸高	XX,XXX	XX,XXX
製品売上原価	XX,XXX	XX,XXX
商品期首たな卸高	XX,XXX	XX,XXX
当期商品仕入高	XX,XX	77,250
合計	XX,XXX	XX,XXX
商品期末たな卸高	XX,XXX	XX,XXX
商品売上原価	XX,XXX	XX,XXX
売上原価合計	XX,XXX	122,210

○資料3【製造原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 X0年4月1日 至 X1年3月31日)		当事業年度 (自 X1年4月1日 至 X2年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
I 材料費		XX,XXX	XX.X	(③)	XX.X
II 労務費		XX,XXX	XX.X	22,000	XX.X
III 経費		XX,XXX	XX.X	8,540	XX.X
当期総製造費用		XX,XXX		XX,XXX	
仕掛品期首たな卸高		XX,XXX		XX,XXX	
合計		XX,XXX		XX,XXX	
仕掛品期末たな卸高		XX,XXX		XX,XXX	
他勘定振替高		XX,XXX		XX,XXX	
当期製造原価		XX,XXX		XX,XXX	

○資料4 原材料および貯蔵品

当事業年度期首の原材料の在庫は430百万円、当期の原材料仕入高は15,000百万円である。

なお、当事業年度期末の貯蔵品の在庫は120百万円である。

○資料5 その他の事項

(1)当社の原価計算は、総原価計算による実際原価計算である。

(2)当事業年度に製造した製品のうち50百万円を備品に転用した。

小問(1) ①に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

小問(2) ②に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

小問(3) ③に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

貸借対照表における「商品及び製品」と損益計算書における「期首たな卸資産」・「期末たな卸資産」、損益計算書における「当期製品製造原価」と製造原価明細書における「当期製品製造原価」、貸借対照表における「仕掛品」と製造原価明細書における「仕掛品期首たな卸資産」・「仕掛品期末たな卸資産」といったように、貸借対照表・損益計算書及び製造原価明細書は、相互に関連しています。この相関関係を利用して問題を埋めることになります。

《解答・解説》

問題は実際には下記の順番で解答することになります。

小問(3)材料費 → 小問(2)当期製品製造原価 → 小問(1)商品及び製品

小問(1) 円

損益計算書を利用して「商品及び製品」を算出します。

当事業年度		貸借対照表	算定方法
(自 X1年4月1日			
至 X2年3月31日)			
製造原価			
製品期首たな卸高	1,000		
当期製品製造原価 (②)	1,060	小問(2)より	
合計	2,060	製品期首たな卸資産+当期製品製造原価	
製品期末たな卸高	A	金額が分からないため、Aとする	
製品売上原価	B	金額が分からないため、Bとする	
商品期首たな卸高	3,020	貸借対照表「商品及び製品」(当事業年度) 3,000- 上記「製品期首たな卸高」1,880	620
当期商品仕入高	77,650		
合計	80,670	商品期首たな卸高+当期商品仕入高	
商品期末たな卸高	C	金額が分からないため、Cとする	
商品売上原価	D	金額が分からないため、Dとする	
売上原価合計	122,210		

算定すべき「商品及び製品」 = A + Cです。

ここで、

B = 合計（製品）45,940 百万円 - A

D = 合計（商品）80,870 百万円 - C

B + D = 122,210 であることから、

B : (製品合計 45,940 百万円 - A) + D : (商品合計 80,870 百万円 - C)
 = 126,810 百万円 - (A + C (商品及び製品)) = 122,210 百万円

従って、

A + C (商品及び製品) = 126,810 百万円 - 122,210 百万円 = 4,600 百万円
 となります。

小問(2) 百万円

製造原価明細書を利用して「当期製品製造原価」を算定します。

区分	事業年度 (自 X1年4月1日 至 X2年3月31日) 金額(百万円)	計算・計量方法
I 材料費	(③ 15,070)	小問(3)より
II 労務費	22,000	資料2より
III 経費	8,540	資料3より
当期末製品製造原価	45,610	材料費・労務費・経費
仕掛品期首たな卸高	3,500	貸借対照表「仕掛品」(前事業年度)
合計	49,110	当期総製造原価 + 仕掛品期首たな卸資産
仕掛品期末たな卸高	4,000	貸借対照表「仕掛品」(当事業年度)
他勘定振替高	200	資料4より備品に転用したもの
当期製品製造原価	44,060	合計 - 仕掛品期末たな卸高 - 他勘定振替高

小問(3) 百万円

当事業年度の材料費、労務費及び貸借対照表「原材料及び貯蔵品」から算定します。

① 期末原材料の金額の算定

当期末の「原材料及び貯蔵品」は700百万円であり、資料4からそのうち貯蔵品の期末在庫が120百万円あることが分かります。

期末原材料 = 700 百万円 - 120 百万円 = 580 百万円

② 当期材料費の算定

資料4より、期首原材料が430百万円、当期原材料仕入高が15,220百万円なので

当期材料費 = 期首原材料 430 百万円 + 当期原材料仕入高 15,220 百万円 - 期末原材料 580 百万円 = 15,070 百万円

資料1～3を埋めると下記ようになります。

○資料1【貸借対照表】(一部抜粋)

	前事業年度 (X1年3月31日)	当事業年度 (X2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
商品及び製品	5,500	(1) 4,600
仕掛品	3,500	4,800
原材料及び貯蔵品	750	700

○資料2【損益計算書】(一部抜粋)

	前事業年度 (自 X0年4月1日 至 X1年3月31日)	当事業年度 (自 X1年4月1日 至 X2年3月31日)
売上価		
製期首たな卸高	XX,XXX	1,880
製期製品製造原価	XX,XXX	(2) 44,060
合計	XX,XXX	45,940
製品期末たな卸高	XX,XXX	A
製品売上原価	XX,XXX	B
商品期首たな卸高	XX,XXX	28,620
当期商品購入高	XX,XXX	77,750
合計	XX,XXX	80,870
商品期末たな卸高	XX,XXX	C
商品売上原価	XX,XXX	D
売上原価合計	XX,XXX	122,210

なお、A・B・C・Dは個別金額を算出するものではありません。

A (製品期末たな卸高) + C (商品期末たな卸高) = 4,600

B (製品売上原価) + D (商品売上原価) = 122,210

〈検定主催団体について〉

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場（IPO=Initial Public Offering）準備に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式理解編】（旧財務報告実務検定）」、連結財務諸表の作成に際し必要となる基礎資料の作成（連結子会社・持分法対象会社の情報収集、海外子会社の財務諸表の換算、取引や債権債務の照合表の作成等）から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順（XBRL）の実務を含む開示のルールといった“連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務（習編）】」（16年2月1日より開始）を刊行・運営しています。

〈執筆協力者プロフィール〉

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と、高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・メンバーシップのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームとして、監査および保証業務を中心に、アドバイザーサービスなども提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2021 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All rights reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的として作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

執筆協力者紹介（五十音順）

監修	岡田 太（おくら・まさる）
編集代表	菅沼 淳（かづな・あつし） 松本 真（まつもと・ゆういち）
レビューア	加藤圭介（かとう・けいすけ）
執筆協力者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ） 小畑 旭（おばた・あさひ） 桑原美佳（くわばら・みか） 小板橋秀徳（こいたはし・しゅでのり） 吉澤直隆（よしざわ・なおたか）

2015年11月28日 初版第1刷発行
2021年11月8日 第13刷発行

財務報告実務検定・問題式理解用公式問題集
2022年3月期標準(2021年8月1日現在)

編者 日本IPO実務検定協会
行方 岩村 信寿
発所 リンケージ・パブリッシング
〒104-0061
東京都中央区銀座7-17-1
アーク銀座ビルディング1F
TEL 03(4570)1558
FAX 03(6745)1552

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著者・出版者・編集者の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。
・本書の著作権は、日本IPO実務検定協会にございます。
・本書の一部または全部を、データの複製（印刷、複製、ファクシミリ、電子データ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第3者に譲渡（オークションを含む）する事を禁じます。